開発支援助成金

特別育成訓練コース

正社員経験の少ない パートやアルバイトなどの有期契約労働者等の正社員転換又は処遇改善を目的として、事業主が、 有期契約労働者に対して、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成されます

OFF-JT分の支給額

	支給対象とな	一般職業訓練 有期実習型訓練 ()内は大企業の額				
賃 金 助 成	通常		760円 (475円)			
	生産性要件を 満たす場合		960円 (600円)			
	正社員化	通常	70%			
経費助成	した場合	生産性要件を満たす場合	100%			
助成	非正規雇用を 維持した場合	通常	60%			
		生産性要件を 満たす場合	75%			

_	
et	ラーニング・通信制による
訓網	棟及び育児休業中の者に
対	する訓練等は経費助成の
み	です。



OJT分の支給額





经 経費助成限度額



その他限度額/回数制限



- ◆賃金助成限度額(1人1訓練当たり) 1,200時間(中長期的キャリア形成訓練は1,600時間)
- ◆1事業所の支給限度額(1年度当たり) 支給申請日を基準として1.000万円が限度額となります。
- ◆訓練等受講回数の制限

【一般職業訓練】

同一の事業主が同一の労働者に対して原則 年度1回

【有期実習型訓練・中長期的キャリア形成訓練】 同一の事業主が同一の労働者に対して1回

同一の対象労働者に 対して、同一年度に 一般職業訓練、有期 実習型訓練を支援す ることはできません

支給対象 となる訓練	20時間以上100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
一般職業訓練 有期実習型訓練 ()内は大企業の額	15万円 (10万円)	30万円 (20万円)	50万円 (30万円)



対象となる訓練



有期契約労働者等に対し、正規雇用労働者等に転換、または処遇を改善す ることを目指して実施するもので、以下①と②のいずれかの訓練です。

① 一般職業訓練

- (1) 1コース当たり1年以内の実施期間であること
- (2) 1コース当たり20時間以上の訓練時間数であること
- (3) 次のa.bのいずれかに該当する訓練であること

a. 事業内訓練

b. 事業外訓練

- ●自社で企画・主催・運営する訓練計画により、 社外より招へいする部外講師により行われる 訓練等
- ●自社で企画・主催・運営する訓練計画により自 社従業員である部内講師により行わる訓練等
- ●事業主が自ら運営する認定職業訓練

● 社外の教育訓練 機関に受講料を 支払い受講させ る訓練等

② 有期実習型訓練



正社員経験が少ないパートやアルバイトなどの有 期契約労働者に、正社員転換を目的として、ジョ ブ・カードを活用し、OJT(実習)とOff-JT(座学 等)とを効果的に組み合せて行う訓練